

東京藝術大學百年史

東京音樂學校篇 第二卷

山本 昇 星代七吉 小林(内山)波之輔 豊田多久藏 都竹浦市郎 今村 勝 松井たつ 原田親美 河村朝吉 酒井 协 清水ひさ子	(腰写)	書記 曲記	明四一～大六 大三一～大五～大七 大五～大八 大七～大八 大九～大一二 大二三～昭六	大八、三、三一(解) 大五、一、八(往)、大九、一、一〇(退)
(大三) (大四) (大五～大六) (大二三) (大二三)	出勤簿に記載			
ノ ノ ノ ノ ノ				

二 唱歌編纂掛

唱歌編纂掛は明治四十年（一九〇七）十月、文部省から「尋常小學唱歌」の題で公募され、第一回に當選した。昌次は明治三十二年

年（一八七二）の学制頒布で教科の一科目となつたが必須科目ではなく、各学校が任意に行つていた。教材は文部省出版として音楽取調掛が編集した「唱歌集」（明治十四年～十七年）を始め、その後明治二十年代から三十年代にかけて編集された種々の「唱歌集」が文部省の検定を受け検定教科書として使用された。だが明治三十五年（一九〇二）に検定教科書の採択に際しての贈収賄問題が明るみに出で、いわゆる教科書疑惑事件が起こつたため、文部省は急速教科書を国定にする方針を定めた。翌年四月、小学校令中「教科用圖書」の部分を「小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」と改めた。この改正により、全国の小学校で同一の教科書を使用する教科書国定制が、戰後の教育改革まで継続することとなる。小学校令の規定には「小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ

限り文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノ及文部大臣ノ検定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス」とあり、明治三十七年に修身、国語読本、書き方手本、日本歴史、地理、三十八年に算術と図画、四十二年には理科の国定教科書が発行された。音楽は国定にはならなかったが、文部省は国定に準じた教科書の編纂に乗り出した。

唱歌教科書の作成委嘱を受けた東京音楽学校は編集委員に上眞行、山作之助、島崎赤太郎、楠見恩三郎、岡野貞一、南能衛らを任命し、唱歌教科書編集の第一歩として読本中の韻文に作曲した「尋常小學讀本唱歌」（一冊本）を明治四十三年（一九一〇）七月十四日に出版した。次いで各学年」との教科書『尋常小學唱歌』（第一学年～第六学年）が明治四十四年から大正三年（一九一一～一九一四）にかけて作成された。編纂はおののおのの委員が製作を受け持った歌詞と楽曲を持ち寄つて文部省の会議室で行われ、一曲毎に委員が審議して合議制のもとに各学年二十曲、計百二十曲を作り上げた。したがつて作詞者、作曲者の個人名は明らかにせず版権は文部省が保有することになつてゐる（参考資料一参照）。『尋常小學唱歌第一學年～第六學年』は教師用と児童用に分かれ、教師用には指導上の注意と平易な伴奏が付いてゐる。この教科書は大正から昭和初期に至るまで、実質的には国定教科書のように大部分

小学校で使用されていた。

昭和時代に入つて文部省は「尋常小學唱歌」の改訂を計画した。同編纂掛は各学年ごとに七曲を追加し、「新訂尋常小學唱歌」として昭和七年（一九三二）十二月に完成させた。東京音楽学校内で行われた編纂作業の一部が記録に残されている（参考資料二参照）。次に同掛が手がけた唱歌教科書は昭和十六年（一九四一）の「ウタノボン上」（第一学年用）「うたのぼん下」（第二学年用）、昭和十七年から十八年の「初等科音樂一～四」（第三学年用～第六学年用）である。昭和十六年三月一日、勅令第百四十八号をもつて国民学校令が公布されると、従来の尋常小学校は国民学校初等科、高等小学校は国民学校高等科となり、教科は国民科、理教科、体體科、芸能科の五教科に再編された。唱歌は「藝能科音樂」となる。「國民學校令施行規則第十四条」には「藝能科音樂ハ歌曲ヲ正シク唱歌シ音樂ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス」と定められている。つまり軍國主義的國家主義に徹したもので、「ウタノボン上」の教師用によると「歌詞の選擇に當たつては至純なる國民的情操を陶冶し、皇國民を鍛成することに重點」を置いたことが述べられている。

唱歌編纂掛後の教科書編纂は第二次世界大戦後の昭和二十二年（一九四七）に発行された「一年生～六年生の音樂」であった。編集作業は同年文部省が試案として出した「學習指導要領 音樂編」の作成と並行して進められた。教科書には同指導要領の、次のような教育目標が充分に考慮されている。

- 一、音楽美的理解・感得を行い、これによつて高い美的情操と豊かな人間性とを養う。
- 二、音楽に関する知識および技術を習得させる。
- 三、音楽における創造力を養う（旋律や曲を作ること）。
- 四、音楽における表現力を養う（歌うこと・楽器をひくこと）。
- 五、楽譜を読む力及書く力を養う。
- 六、音楽における鑑賞力を養う。

選曲にあたつて先の三種類の教科書がすべて日本人の作詞作曲であつたのに對し、歐米の歌曲や民謡を各学年に取り入れてある点が大きな特徴であるといえるであろう。戦後の音楽教育に国際的視野の広がりを感じさせるものである。

昭和二十四年（一九四九）から検定教科書の出版が始まったのとともにない、唱歌編纂掛による最後の国定教科書はこれに吸収され役割を終えた。

（一）参考資料一

明治四十二年六月十八日起
小學唱歌教科書編纂日誌

明治四十一年

六月十八日

一來二十二日（火曜日）小學唱歌教科書編纂委員會開催ノ告ニ付
同日午後一時參集アリタキ旨委員武笠三、上眞行、小山作之助
二通知シ（郵便ニテ）富尾木、島崎、吉丸、乙骨、楠美、岡
野、高野ノ各委員ニハ回章ヲ以テ通知セリ

六月二十二日

午後一時第一回委員會開會出席者左ノ如シ

委員長、富尾木、上、島崎、吉丸、乙骨、楠美、岡野、南、高
野、武笠、但小山不參

渡部圖書課長列席ノ上左ノ通唱歌集編纂二關スル要項ヲ述ヘラ
レタリ

先年來小學唱歌ノ修正ハ文部省ニテ屢ニ計畫セラレタルコトア
ルモ未ダ其緒ニ就カズ今回尋常小學校ノ國定讀本教科書修正セ

- 一、唱歌集ノ編纂趣旨及程度ハ小學校令施行規則ニ依ルコト（別紙甲參觀）
- 二、教育勅語并戊申詔書ノ内容又ハ之ニ副ヘル人物事實ヲ副題トシ
テ徳性ノ涵養ニ資スルニ最モ注意スルコト
- 三、修正國定小學讀本ノ歌詞ハ成ルベク之ヲ唱歌集中ニ收ムルコト
- 四、編纂ハ向フ二箇年間ニ完結スルコト
- 五、尋常四年以下ハ教師用教科書ノミヲ作り尋常五年以上ハ兒童用
ヲモ作ルコト但シ五年以上ハ教師兒童兼用ニテモ差支ナキコト
- 六、尋常四年以下ノ教科用書ハ來學年ヨリ使用シ得ル様編纂スルコ
ト
- 七、臨時ノ必要ニ應スル爲メ尋常六年迄ノ讀本中所載ノ歌詞ニ曲譜
ヲ附シ「尋常小學讀本唱歌」ナドノ名稱ヲ以特別ノ唱歌集ヲ
編纂スルモ差支ナキコト
- 八、往年編纂ノ小學唱歌集幼稚園唱歌集、中等唱歌集等并今回出版
ノ中等唱歌集ヨリ便宜教材ヲ採ルハ差支ナキコト
- 九、文部省編纂「戰爭唱歌」二編及凱旋一編アリ是亦前回斷
十、數年前唱歌集ノ編纂ニ著手セントシテ取調ヘタル目錄アリ（別
紙乙參看）
- 十一、大要ノ目錄議了ノ上ハ文部省マテ報告スルコト
湯原委員長ノ訓示左ノ如シ
- 一、讀本中ノ歌詞ニ就キ作曲スベキ分ヲ選定シ次會ニ之ヲ決定スル

容、作例等ヲ示スコト

一、次會ハ本週土曜午後一時開會スペキコト

一、吉丸委員ヨリ作歌ヲ依頼スルトキハ假名字ニアラサル文字ニハ
續テ振假名ヲ附スル様注意ヲ加ヘタシト

午後三時閉會

〔半紙十行實紙十帖
狀袋四把〕文部大臣官圖書課ヨリ送付アリ

六月廿六日（土曜日）

第一回委員會ヲ開ク（午後）委員長以下各委員列席

一、國定讀本第九卷（第四、第十五、第廿六課）ノ歌詞提出

一、前曲提出讀本歌詞ニ樂曲ヲ附シ得ルヤ否ヲ議題トシ卷一ヨリ議

セラル

卷一「カアカア」卷二「ツキ」「タコノウタ」卷三「」うま

「かへる」と「くも」卷四「ふじの山」「とけいのうた」「母の

心」卷五「春が来た」

以上作曲スベキモノトス

卷五「うめぼし」ハ段落一定セサルニ依リ此鹽ニテ作曲スベカラス三句若ハ四句ヲ一段落トシ同一字割シテ繰返シ得ベキヤウ

修正ヲ要ス

卷五「蟲のこゑ」卷六「日本の國」「かぞへ歌」卷七「ゐなか

の四季」「家の紋」「何事も精神」卷八「近江八景」

以上作曲スベキモノト決ス

卷六「人のなさけ」ハ否決

卷八「たけがり」ノ中「山遊びするによき日や」ハ五、七調ノ

句切り宣シカラス然レドモ作曲者ノ技能ニ依リ差支ナカルベシ

「うれし、この」「いでや、あの」ノ一句ハ字割ヲ「一」、「三」ノ「五」ニ修正ヲ要ス

卷八「花」よみハ卷五「うめぼし」同様修正ヲ要ス

本日提出ノ譯詞ヲ議題ト爲ス

卷九「舞へや歌へや」「三才女」ハ可決

卷九「かぶりもの」八字割段落一定セザルニ依リ修正ヲ要ス

一、作曲ノ都合ニ依リ歌詞ハ其儘ト繰返シテ唱フモ差支ナキヤ文部省ニ問合スルコト但シ高野氏擔當

一、唱歌ハ讀本ノ歌詞ニ就キ各學年ニ配當シ其ノ程度ニ相應スルヤウ作曲スルコト但シ其程度ハ曲ヲ主トシテ定ムルコト

一、讀本歌詞ノ作曲ハ委員ニテ之ヲ分擔スルコト

一、一學年ノ唱歌ノ數ハ約二十曲トスルコト

一、既刊ノ小學唱歌集中田村氏ノ著書ハ比較的完全ニ近シ次會ハ更

ノ說アリシモ起草ヲ島崎氏ニ託セラル

一、讀本歌詞ヲ本トシ各學年ニ配當シテ順序ヲ定ムルハ困難ナリト

一、讀本歌詞ノ作曲ハ委員ニテ之ヲ分擔スルコト

一、一學年ノ唱歌ノ數ハ約二十曲トスルコト

一、通知スルコト、シ午後三時半閉會セリ

一、半紙壹ペ文部省ヨリ送付

七月三日

一、本月七日午後一時小學唱歌教科書作曲要件ニ關シ作曲關係者委員會開會スベキ旨上眞行、小山作之助兩氏へ端書ヲ以テ通知シタリ

六月廿九日

一、半紙壹ペ文部省ヨリ送付

七月七日

午後一時作曲要件ニツキ作曲關係者ノ委員會ヲ開キ樂曲擔當委員ノ

外富尾木、吉丸、乙骨ノ三氏出席セリ

一、島崎氏起草作曲要件ヲ議題トシテ第一學年ヨリ遂次修正ヲ加フ

其ノ事項左ノ如シ

小學唱歌作曲要件

第一學年

曲數大凡二十五曲

音 程 平易ナル音程

音 域 (ヨリ)マテ

拍子ノ種類 拍子ノ種類

調 子 調子

口調(リズム)

平易ナルモノ

第二學年

曲數大凡二十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 (ヨリ)マテ

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

口調(リズム) 前學年ニ準ス

第三學年

曲數大凡二十三曲

音 程 前學年ニ準シ稍ニ進ミタルモノ

音 域 (ヨリ)マテ

拍子ノ種類 平易ナル三拍子ヲ加フ

調 子 前學年ニ同シ

口 調 前學年ニ準シ稍ニ進ミタルモノ

後半學期ヨリ樂譜ヲ授ク

第四學年

曲數大凡二十曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 調子

口 調 變(口)調ヲ加フ

第六學年

曲數大凡十七曲

音 程 前學年ニ準シ稍ニ進ミタルモノ

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

口 調 前學年ニ準ス

第五學年

曲數大凡十曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第六學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準シ稍ニ進ミタルモノ

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第七學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第八學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第九學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十一學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十二學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十三學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十四學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十五學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十六學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十七學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十八學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第十九學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

拍子ノ種類 前學年ニ準ス

調 子 前學年ニ準ス

第二十學年

曲數大凡十五曲

音 程 前學年ニ準ス

音 域 前學年ニ準ス

19、木の葉（小川）

忠義

村のかぢや

20、新年

餅つき

霜

21、紙鳶の歌

加藤清正

伊勢神宮

22、正直

時計の歌

近江八景

23、雪達磨

梅に鶯

冬の夜

24、犬

母の心

鶴

25、花咲爺

那須の與市

千なり瓢箪

尋常第三學年

尋常第四學年

かぞへうた

14、取入れ

(第一學期) 1、春が來た

(第一學期) 1、春の川

15、雁

2、金鶴

2、櫻井驛

16、加藤清正

3、皇后陛下(或ハ金剛
石の御歌)

3、田舎の四季

17、冬の夜

4、渡邊華山(茶摘)

4、曾我兄弟

18、福壽草

5、青葉

5、蠶

19、千なり瓢箪

6、友だち

6、着物

20、川中島

7、汽車

7、郵便函

21、おもひやり

8、蟬

8、雲

22、港

9、村の祭

9、漁船

23、かぞへうた

10、蟲の聲

10、何事も精神

14、近江八景

11、鶴越

11、廣瀬中佐

15、霜

12、運動會の歌

12、たけがり

16、儉約

13、日本の國

13、働く

17、鶯

一、上記歌題配當按ラ複寫シ上、小山、島崎、乙骨、武笠、楠美、
南、岡野ノ各委員ニ郵送シ同時ニ乙骨、武笠及島崎委員(曲)
アルニヨリ特ニ島崎)ニ右歌題配當按ラ議題トシテ作歌ノ分擔ヲ定ム(別表
參觀)

時ヨリ部會ヲ開ク旨通知セリ

八月十六日

一、車代及郵便切手等ノ受拂手續打合セノ爲メ金田附屬文部省ニ出
頭セリ

八月十七日

一、午前九時部會ヲ開キ委員長并、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、高
野ノ各委員出席(武笠委員缺席)

一、前會議撰定ノ歌題配當按ラ議題トシテ作歌ノ分擔ヲ定ム(別表
參觀)

一、武笠委員ニ本日ノ決議及次會ハ來廿五日午前九時開會ノ旨通知
ス(郵送)

八月十八日

一、左記消耗品ヲ文部省圖書課ニ請求ス（郵送）

半紙全面野紙 拾帖 同 半面野紙 拾帖

二重状袋 壱百枚 筆楊版複寫用紙 五十枚

郵便切手受拂簿用紙 貳帖

八月廿三日

一、來二十六日午前九時委員部會開會スベキ旨曲譜關係ノ上、小山、楠美、岡野、南ノ各委員ニ通知セリ（端書ニテ）

八月廿五日

一、午前九時委員部會開會、委員長并富尾木、吉丸、島崎、乙骨、高野ノ各委員出席（武笠委員本務ノ爲ノ缺席）

一、委員製作ノ歌詞鳩外十五首ヲ議題トシ「木の葉、人形、鳩」ノ三首ハ字句ニ多少ノ修正ヲ加ヘテ可決シ他ハ原作者ニテ更ニ修正スルコト、ス

一、次會ハ來三十一日午前九時開會ノ旨武笠委員ニ通知ス（電話ニテ）

（文部省ニテ）明廿六日開會スペキ曲譜關係委員部會ハ都合ニヨリ來廿八日ニ

變更ノ旨小山、南、上、岡野ノ各委員ニ通知ス（端書ニテ）

八月廿八日

一、午前九時曲譜關係委員部會開會、委員長、富尾木、上、小山、島崎、岡野、楠美、南ノ各委員出席

一、午前九時曲譜關係委員部會開會、委員長、富尾木、吉丸、乙骨、武笠、高野ノ各委員出席

一、午前九時曲譜關係委員部會ハ都合ニヨリ來廿八日ニ

變更ノ旨小山、南、上、岡野ノ各委員ニ通知ス（端書ニテ）

一、次會ハ來三十一日午前九時開會ノ旨武笠委員ニ通知ス（電話ニテ）

（文部省ニテ）明廿六日開會スペキ曲譜關係委員部會ハ都合ニヨリ來廿八日ニ

變更ノ旨小山、南、上、岡野ノ各委員ニ通知ス（端書ニテ）

一、午前九時曲譜關係委員部會開會、委員長、富尾木、吉丸、乙骨、武笠、高野ノ各委員出席

定ス

一、委員セシ消耗品ヲ文部省ヨリ送付ス

八月三十一日

一、午前九時委員部會開會、委員長、富尾木、吉丸、乙骨、島崎、武笠、高野ノ各委員出席

左ノ歌詞ニ修正ヲ加ヘ決定ス

猿と蟹、おきやがりこぼし、夕立、風車と水車、池の鯉、

かたつむり、新年（假決定）（九月七日審査ノ上否決シ）

以上、本日吉岡郷甫氏列席セラレタリ

九月四日

一、歌詞贋寫ノ爲メ下川附屬文部省ニ出頭ス

一、明七日歌詞關係委員會ヲ明後八日曲譜關係委員會ヲ開ク旨小山、上、南、楠美、岡野、吉丸、乙骨、武笠ノ各委員ニ通知ス

（端書ニテ）

一、國定教科書所載歌詞「とけいの歌」外十首ノ曲譜ヲ複寫シ關係ノ委員ニ送付セリ

一、午前九時委員部會開會、委員長、富尾木、吉丸、乙骨、武笠、島崎、高野ノ各委員出席

九月七日

一、花咲爺、菊の花、桃太郎、親の恩、牛若丸

一、尋常第一學年配當ノ歌題中ヨリ「摘草」及「新年」ヲ削除ス

九月八日

一、午後一時歌詞關係委員會開會、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席

九月十八日

一、午後一時歌詞關係委員會開會、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席

九月十九日

一、午後一時歌詞關係委員會開會、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席

九月二十日

一、文部省圖書課ヨリ左記物品送附アリ

九月廿一日

一、毛筆贋寫版原稿紙 百枚

一、美濃板目紙 拾枚

一、半紙板目紙 拾枚

雲雀、田植、雨

九月廿二日

一、文部省圖書課ヨリ左記物品送附アリ

九月廿三日

一、樂譜修正期日ヲ本月末迄延期スル旨上氏ヘ通知（以テ書）セリ

九月廿五日（土曜日）

一、午後一時歌詞關係委員會開會。委員長及富尾木、吉丸、乙骨、武笠、高野、南（島崎ノ代理）ノ各委員出席

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

十月一日（金曜日）

一、委員會ニ於テ假決定シタル尋常第一學年ノ歌詞複寫ノ上各委員

ニ配付シ上、小山ノ委員ニハ郵送セリ

十月二日

一、委員會ニ於テ假決定シタル尋常第一學年唱歌之詞ヲ上田、芳賀兩博士吉岡視學官ノ意見ヲ参考シ之ニ修正ヲ加ヘタリ

出席者 委員長、富尾木、吉丸、乙骨、島崎、武笠、高野

十月四日

一、詰替筆掲版、同用紙、状袋文部省ヨリ送付アリ

十月六日

一、歌詞ヲ複寫シ渡部圖書課長ヘ三郎、上田、芳賀、吉岡氏へ各一部宛送付セリ

十月七日

一、昨六日送付シタル歌詞ノ假名遣ヲ正シ芳賀博士ニ郵送セリ

十月九日

一、午前九時歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、島乙骨、武笠、高野ノ各委員出席

十月十六日 土曜日

左ノ歌詞ヲ修正セリ

相撲、二宮金次郎、案山子、餅春

十月十一日

一、午後四時樂曲關係委員會開會出席者委員長及富尾木、島崎、小山、上、岡野、楠美、南ノ各委員左ノ曲ヲ修正可決

鳥、月、風、小馬、かへるとくも、富士の山

十月十六日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會 委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席左ノ歌詞ヲ修正セリ

仁田四郎、雪

十月廿二日 土曜日

一、午前九時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、高野、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席左ノ歌詞ヲ修正可決ス

鳥、月、風、小馬、かへるとくも、富士の山

十月十六日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會 委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野各委員出席左ノ歌詞ヲ修正セリ

鳥、月、風、小馬、かへるとくも、富士の山

十月十六日 土曜日

一、尋常小學校讀本十一ヨリ拔萃ノ歌詞譜本拾三冊ヲ文部省ヨリ送付

十一月二十日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、富尾木、吉丸、乙骨、武笠、高野、岡野各委員出席

左ノ歌詞ヲ修正可決ス

浦島太郎、紅葉

十一月十八日 木曜日

一、尋常小學校讀本十一ヨリ拔萃ノ歌詞譜本拾三冊ヲ文部省ヨリ送付

十一月二十日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、富尾木、吉丸、乙骨、武笠、高野、南ノ各委員出席

本日決定ノ歌詞ナシ

一、分擔ノ新曲至急製作セラレ度旨通知セリ（上委員二）

一、尋常小學讀本十二ヨリ拔萃ノ歌詞ヲ各委員ニ配付ス但上、小山ノ兩委員ニハ郵送

十一月二十二日 月曜日

一、芳賀矢一、石原和三郎、沼波武夫ノ三氏ニ歌詞ノ製作ヲ依頼ス

十一月二十五日 木曜日

一、石原和三郎氏ニ左記歌題ノ作歌ヲ依頼ス

友だち、鶴越、和氣清磨

天皇陛下、櫻

一、武笠委員、本務多忙ノ爲メ缺席

十月三十日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、高野、武笠ノ各委員出席左ノ歌詞ヲ修正可決ス

兔、梅に鶯

十一月六日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、高野、武笠ノ各委員出席左ノ歌詞ヲ修正可決ス

那須の與一

一、九、十兩月分ノ郵便切手仕拂請求書及消耗品請求書ヲ文部省二送付セリ

袋壹百枚文部省ヨリ送付

十一月九日 火曜日

一、尋常科第一學年新樂曲（拾曲）ヲ複寫シ各關係委員ニ配付シ同時二來十二月（金曜）神田區一ツ橋通り東京音樂學校分教場二於テ同日午後二時ヨリ樂曲關係委員會開會ノ旨通知ス、但小山、島崎、楠美、岡野、南ノ各委員出席（上委員ハ出張中ニ山、上ノ兩氏ニ郵送

十一月十一日 木曜日

一、半紙白紙壹ゞ筆掲版（詰換）、壹画、同インキ壹瓶、大形鼠狀袋壹百枚文部省ヨリ送付

十一月十二日 金曜日

一、九、十兩月間立替ノ郵便切手并端書ヲ文部省ヨリ送付

十一月二十六日 金曜日

一、尋常一年ノ新樂曲五曲ヲ複寫シ關係各委員ニ郵送同時ニ來週月曜日東京音樂學校分教場ニ於テ午後三時ヨリ樂曲關係委員會開會ノ旨通知セリ

十一月廿七日 土曜日

一、午前十時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、武笠、高野ノ各委員出席

十一月二十九日 月曜日

一、午後三時ヨリ東京音樂學校分教場ニ於テ樂曲關係委員會開會ク、小山、上、島崎、楠美、岡野、南ノ各委員出席

十一月三十日 火曜日

一、上眞行氏ニ復令書雑形送付

十一月二日 木曜日

一、作歌ニ關スル件ニテ石原和三郎氏ニ書狀ヲ發送ス

十一月四日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長、富尾木、吉丸、島崎、乙骨、高野、武笠ノ各委員出席、尙ホ石原和三郎氏列席セ

ラル

一、曩ニ委員會ニ於テ決定シタル尋常第二學年唱歌々詞ヲ上田、芳賀兩博士并ニ吉岡文部省視學官ノ意見ヲ参考シ之ニ修正ヲ加フ

十二月六日 月曜日

一、午後五時ヨリ東京音樂學校分教場ニ於テ樂曲關係委員會開會、委員長、上、小山、島崎、楠美、岡野、南、吉丸ノ各委員出席、

左ノ曲ヲ修正可決

草狩、ひよこ

一、讀本所載ノ歌詞ノ樂曲假決定ノ分二十二曲ヲ複寫シテ關係各委員ニ配付ス

十二月七日 火曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、前曲ニ引續キ尋常第二學年ノ唱歌々詞ヲ審議シ十六首ヲ採用ノコトニ決定ス（別冊參觀）

一、十一月中立替ノ郵便切手及端書ヲ文部省ヨリ送付

十二月十一日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞并樂曲關係委員會ヲ開ク出席者、委員長、富尾木、吉丸、乙骨、高野、島崎、上、岡野、楠美、南ノ各委員

左記題號ノ歌詞及樂曲ヲ修正ノ上可決

歌詞 和氣清磨

樂曲 夕立、私は海の子

一、尋常第二學年唱歌々詞及ビ讀本所載歌詞ノ樂曲假決定ノ分ヲ（十曲）複寫シ各委員ニ配付但小山氏ハ郵送

十二月二十五日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞并樂曲關係委員會開會ノ旨小山、上ノ兩氏各委員

左記題號ノ歌詞及樂曲ヲ修正ノ上可決

歌詞 木下、春日井

樂曲 朝日、春日井

一、午前十時ヨリ歌詞并樂曲關係委員會開會、委員長并ニ各委員出席

左ノ歌詞及樂曲ヲ修正可決

歌詞 汽車、茶摘

樂曲 あさがほ、舞へや歌へや

四十三年一月八日 土曜日

一、午前十一時ヨリ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席

左ノ歌詞ヲ修正可決

桃太郎（第一學年用）

一月十五日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長并ニ各委員出席

左ノ歌詞ヲ修正可決

歌詞 風車と水車（第一學年用）餅春（第一學年用）川中島

樂曲 鑊食、三才女、國產の歌

一月十八日 火曜日

十二月十七日 金曜日

一、明土曜日午前十時半ヨリ委員會開會ノ旨各委員ニ通知 但シ上、小山、南ノ三氏ハ端書

十二月十八日 土曜日

一、午前十時半ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會 委員長及各委員出席、

左ノ歌詞及樂曲ヲ修正ノ上決定

歌詞 ともだち、ひよどりごゑ、泰山子（第二學年用）

那須與一（同上）

樂曲 雪、かたつむり

十二月二十一日 火曜日

一、午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長并ニ富尾木、吉丸、乙骨、高野、島崎ノ各委員出席

本日決定ノ歌詞ナシ

一、上、小山ノ兩氏ニ辭令ヲ送付ス

十二月二十二日 水曜日

一、來土曜日午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會ノ旨小山、上ノ兩氏各委員出席但シ小山委員缺席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正可決

歌詞 皇后陛下

樂曲

十一月二十五日 土曜日

一、歌詞并ニ樂曲關係委員會開會（歌詞關係委員會ハ午前十時）委員長并ニ各委員出席但シ小山委員缺席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正可決

歌詞 木下、春日井

樂曲 朝日、春日井

一、尋常第一、二學年唱歌々詞中桃太郎外二首改作ノ分ヲ複寫シ各委員ニ配付 但小山、上兩氏ニハ郵送

一月廿二日 土曜日

一、午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長外各委員出席但シ武笠、上ノ兩氏缺席

左ノ歌曲ヲ修正可決

歌詞 木下可決ノ歌詞ナシ

樂曲 水師營ノ會見

一月十一日 土曜日

一、文部省圖書課ヨリ左記消耗品ヲ送付

半紙白紙

壹枚

筆楊版

壹面

四拾帖

壹瓶

毛筆用繪寫版原稿紙

壹百枚

五線紙見本ヲ文部省圖書課ニ送付

上眞行氏ニ本日ノ議案ヲ送付ス

一 文部省圖書課ヨリ昨年十二月分ノ郵便切手并端書ヲ送付

一 小山、上ノ兩委員ニ本週木曜日午後一時ヨリ樂曲關係委員會ノ旨通知

一月廿七日 木曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、左ノ曲ヲ

修正可決

卒業

一月廿九日 土曜日

一 歌詞製作ノ件ニ付石原和三郎氏ニ書狀發送

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲委員會開會、委員長并ニ各委員出席

武笠委員缺席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正可決

歌詞 村祭

樂曲 母の心 出征兵士 春が來た 同胞こゝに五千萬

一月三十日 月曜日

一小山 上ノ兩委員ニ來ル木曜日（二月三日）午後一時ヨリ樂曲

關係委員會開會ノ旨通知

二月三日 木曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、國定讀本

所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審査修正セリ

二月五日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長及關係各委員出席

左ノ歌詞及樂曲ヲ修正

歌詞 思ひやり 青葉 雁

樂曲 國定讀本所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審議ス

二月七日 月曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、國定讀本

所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審査修正セリ

二月三日 木曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、國定讀本

所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審議ス（午後七時半散會）

二月十九日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出席、左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正セリ

歌詞 港

樂曲 國定讀本所載歌詞ノ樂曲ヲ審査修正（本日ニテ終了）

一月十八日 金曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、國定讀本

所載歌詞ノ樂曲ニ就テ審議ス（午後七時半散會）

二月十九日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出席、左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正セリ

歌詞 日の丸の旗

樂曲

一 石原和三郎氏ニ作歌ノ件ニ就キ書狀發送

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出席、左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正セリ

歌詞 日の丸の旗

樂曲

三月五日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席但武笠委員缺席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ修正セリ

歌詞

樂曲

三月十一日 金曜日

一 國定讀本ノ歌詞樂譜甲乙二冊ヲ文部大臣ニ進達

一 知

二月九日 水曜日

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、國定讀本

所載歌詞ノ樂曲ヲ審議ス

一 作歌ノ件ニテ石原和三郎、下村英ノ兩氏ニ書狀ヲ發送

二月十日 木曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、前回ニ引

キ續キ國定讀本所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審議ス

一 午前十一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員ヲ開キ委員長以下各委員出席、左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ審査修正ス

歌詞 桃太郎（第一學年用）、春の小川

樂曲 前回ニ引續キ國定讀本所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トス

二月十四日 月曜日

一 午後三時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、前回ニ引

續キ國定讀本所載歌詞ノ樂曲ニ就キ審議セリ（午後十時散會）

二月十六日 水曜日

一 午後三時半ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、前回ニ引

續キ國定讀本所載歌詞ノ樂曲ヲ議題トシテ審議セリ（午後九時散會）

二月十七日 木曜日

一 明十八日午前開會ノ筈ナル唱歌編纂委員會ハ午後一時ニ變更ノ

二月十九日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ審査修正セリ

歌詞

樂曲

三月十九日 土曜日

一 異常第一學年ヨリ第二學年迄ノ歌詞各登部ツ、渡邊圖書課長宛送付（便送）

三月十二日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席、但高野、武笠ノ兩氏缺席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ審議修正セリ

歌詞

樂曲

四月一日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ審議修正セリ

歌詞

樂曲

四月九日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ關係各委員出席

左ノ歌詞并ニ樂曲ヲ審議修正セリ

歌詞

樂曲

スル委員會ハ休會

四月二十三日 土曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會ヲ開ク關係ノ各委員出席

六月九日 木曜日
一 午後一時ヨリ歌詞委員會開會、委員長以下關係委員出席、但萬尾
木委員缺席

左ノ歌詞ヲ審査修正ノ上可決
友だち、かがやく光

六月十一日 土曜日

五月七日 土曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、委員長并ニ各委員出席、武笠氏ハ本務多忙ノ爲メ缺席

一 尋常第一學年ヨリ第三學年迄ノ唱歌々詞審査決了セシニ付淨書
ノ上渡部圖書課長宛送付

六月十四日 火曜日

五月廿日 土曜日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 第一學年(尋常)ヨリ第三學年迄ノ唱歌々詞目錄ヲ複寫シ委員
ニ配付ス但上、小山兩氏ハ郵送

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

六月十九日 土曜日

五月廿一日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會ヲ開ク委員長以下各委員
員出席

一 午後一時ヨリ歌詞及樂曲ヲ審査セリ
歌詞 儉約、雲
樂曲

六月廿五日 土曜日

五月二十六日 木曜日

一 午後一時ヨリ歌詞關係委員會開會、委員長以下各關係委員出席、但萬尾
木委員缺席

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會、各關係委員出席(但委員長
員會ハ休會)左ノ樂曲ヲ審査セリ
牛若丸、雲雀、桃太郎、日の丸の旗、紅葉

六月廿八日 火曜日

五月二十七日 金曜日

一 午後一時ヨリ歌詞並樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、但委
員長 上、小山ノ兩委員缺席

一 尋常第三學年唱歌々詞ヲ複寫シ樂曲關係委員ニ配付但小山、上兩
人

氏ニハ郵送

七月二日 土曜日

七月廿九日 金曜日

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出席、但萬尾
木委員缺席

一 下村英氏ニ歌詞(漁船)ノ製作ヲ依頼セリ
左ノ歌詞ヲ審査セリ
雲

七月三十日 土曜日

一 午後五時ヨリ東京音樂學校分教場ニ於テ樂曲關係委員會開會關係各委員出席、左ノ曲ヲ審査セリ

桃太郎

八月五日 金曜日

一 午前九時ヨリ歌詞關係委員會ヲ開ク委員長以下各關係委員出席、但萬尾
木委員缺席

一 下村英氏ニ歌詞(漁船)ノ製作ヲ依頼セリ
左ノ歌詞ニ就キ審議セリ
雲

八月六日 土曜日

一 午後五時ヨリ分教場ニ於テ樂曲關係委員會ヲ開キ關係各委員出席、左ノ曲ヲ審議セリ

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、但萬尾
木委員缺席

一 午後一時ヨリ歌詞並樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、但萬尾
木委員缺席

五月十五日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 尋常第一學年ヨリ第三學年迄ノ唱歌々詞審査決了セシニ付淨書
ノ上渡部圖書課長宛送付

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

一 第一學年(尋常)ヨリ第三學年迄ノ唱歌々詞目錄ヲ複寫シ委員
ニ配付ス但上、小山兩氏ハ郵送

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

一 午後一時ヨリ歌詞並ニ樂曲關係委員會開會、各委員出席

一 文部省圖書課ヨリ五月分立替郵便切手送付

八月二十日 土曜日

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會ヲ開キ關係各委員出席、左ノ曲ヲ

審議セリ

牛若丸

八月二十六日 金曜日

一 午前九時ヨリ歌詞關係委員會開會、關係各委員出席、武笠委員缺

席、左ノ歌詞ニ就テ審議セリ

漁船、雲、鶯

八月二十九日 月曜日

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、左ノ曲ヲ

審議セリ

浦島太郎

九月二日 金曜日

一 午前九時ヨリ歌詞關係委員會開會、關係各委員出席、左ノ曲ヲ

廣、左ノ歌詞ヲ審議セリ

曾我兄弟、藤の花、鶯

九月三日 土曜日

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、尋常第一

學年ノ樂曲全部ヲ議題トシテ審議修正セリ

九月九日 金曜日

一 午前九時ヨリ歌詞關係委員會開會、關係各委員出席、左ノ歌詞

ニ就テ審議セリ

鶯、藤の花、働く、橘中佐、曾我兄弟

九月三十日 土曜日

一 杉谷代水氏ニ廣瀬中佐ト題スル歌詞ノ製作ヲ依頼ス（九月六

一 小山、上ノ兩委員ニ本日ノ議案ヲ郵送セリ

十月廿二日 土曜日 雨

一 午後一時ヨリ委員會開會

議題ハ前會未了ノ分ニ付審議

十月廿九日 土曜日 雨

一 午後一時委員會開會但シ歌詞委員會ハ議題ナキ爲メ休會

十一月五日 土曜日 晴

一 午後一時曲譜關係委員會開會

曲譜議題 梅に鶯、那須與市

十一月十二日 土曜日 晴

一 午後一時委員會開會

議題

曲譜 那須與一、二宮金次郎（二曲）、梅に鶯

歌詞 橘中佐

十一月十九日 土曜日 晴

一 午後一時樂曲關係委員會開會、歌詞關係委員會ハ差支ノ爲メ休

會ニ付「自彌息まず」ノ歌詞ハ意見ヲ附シ提出スペキ様交付セ

リ

樂曲 かがやく光

十一月廿一日 火曜日 晴

一 半紙白帖文部省ヨリ送付

十一月廿四日

一 上眞行宛委員會休會ノ件通知ス

日

九月

一 午前九時ヨリ樂曲關係委員會開會、關係各委員出席、尋常第一

學年ノ樂曲及左ノ曲ニ就テ審議セリ

雲雀

九月十七日 土曜日

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出

出席

一 午後一時ヨリ歌詞并ニ樂曲關係委員會開會、委員長以下各委員出

席、左ノ歌曲ニ就テ審議セリ

歌詞 廣瀬中佐、天照大神、橘中佐

樂曲 夕立、桃太郎（三曲）、花咲翁、牛若丸（三曲）

十月八日 土曜日

一 午後一時ヨリ委員會開會、委員長并ニ各委員出席、左ノ歌曲ヲ議題

トシテ審査セリ

歌詞 働けく、廣瀬中佐

樂曲 牛若丸（二曲）、桃太郎

十月十五日 土曜日

一 午後一時委員會開會、委員長以下各委員出席、但武笠、上、小山ノ

三委員缺席、左ノ歌曲ニ就テ審議セリ

歌詞

樂曲 日の丸（二曲）、人形（三曲）、桃太郎（四曲）

一 杉谷代水氏ニ廣瀬中佐ト題スル歌詞ノ製作ヲ依頼ス（九月六

十一月廿六日 土曜日 晴

一 武笠三宛修正歌詞送付セリ

十一月三十日 水曜日 雨

一 臨時委員會開會

十二月三日 土曜日

一 午後一時ヨリ委員會開會

樂曲議題 櫻、よく學びよく遊べ、雲雀

十二月十日 土曜日 晴

一 午後一時ヨリ委員會開會

議題

樂曲 浦島太郎、案山子、仁田四郎、櫻、梅に鶯

歌詞 委員總出ニテ修正

十二月十五日 木曜日 晴

一 芳賀矢一氏ニ畠傍山（又ハ大塔宮）八岐の大蛇（又ハ日本武

尊）ヲ、杉谷代水氏ニ靖國神社（又ハ水兵の母）ヲ、下村英氏

ニ菅公（又ハ眞心）、尾上八郎氏ニ秋草（又ハ秋の田、遠足）

ヲ沼波武夫氏ニ入營を送る（又ハ忍耐、記念日）ヲ、土井晚翠

氏ニ軍人（行軍、連隊旗、露營、ラッパの響）ノ作歌依頼状ヲ

發送ス

十二月廿一日 水曜日 晴

一 高野、武笠兩委員ニ議題歌詞郵送

一本臼午後一時ヨリ臨時樂曲委員會開會

一月六日

一 委員會開會

一月十四日

一 午後一時ヨリ委員會開會、歌詞ハ下村英氏作菅原道眞ニツキ討議

一 下村英氏宛歌詞修正依頼ノ爲メ封書一通發送ス

一 委員會開會

一月廿一日

一 下村英、土井林吉兩氏ヘ作歌催促ヲ爲ス（端書一枚使用）

二月四日 土曜日 晴

一 午後一時ヨリ委員會開會

二月七日

一 下村英、土井林吉兩氏ヘ作歌催促ヲ爲ス（端書一枚使用）

二月十四日

一 委員會開會（午後一時ヨリ）緒言ヲ修正

二月十八日

一 小山、上兩委員ニ封書二通發送

二月二十四日

一 委員會開會（午後一時ヨリ）緒言ヲ修正

二月二十八日

一 委員會開會（午後一時ヨリ）緒言ヲ修正

三月四日

一 曲譜議題 取入、青葉、村祭、ひよどり、ゑ

三月十一日

一 曲譜議題 取入、青葉、村祭、ひよどり、ゑ

三月十八日

一 曲譜議題 取入、青葉、村祭、ひよどり、ゑ

三月二十八日

一日の丸、櫻、那須與一及冬の夜ノ歌詞修正ノ分ラ渡部圖書課長
ニ送付
一 明廿五日ノ歌詞議題ヲ高野、武笠ノ兩委員ニ送付ス
一 本日ノ議案ヲ上委員ニ送付ス
一 午後一時ヨリ委員會開會
一月廿五日

一 午後一時ヨリ委員會開會
曲譜議題 取入
曲譜議題 入營を送る、齋藤實盛

一 午前九時ヨリ歌詞關係委員會開會
議題 入營を送る、齋藤實盛（可決）
第六學年歌題（決）

三月四日

一 午後一時ヨリ委員會開會
歌詞議題 入營を送る（二首）、遠足、櫻井駅

三月十一日

一 午後一時ヨリ委員會開會
曲譜議題 村祭、ひよどり越、茶摘

三月十八日

一 午後一時ヨリ委員會開會
歌詞議題 入營を送る（二首）、遠足、櫻井駅

三月二十八日

一 午後一時ヨリ委員會開會
曲譜議題 友だち、虹、茶摘、汽車

三月二十八日

一 午後一時ヨリ委員會開會
曲譜 豊臣太閤、皇后陛下、雁、ひよどり、ゑ

六月十日

一 午後一時ヨリ樂曲關係委員會開會
議題 豊臣秀吉

一 歌詞委員會ハ臨時休會

六月十七日

一 午後一時ヨリ樂曲委員會ヲ開ク

一 歌詞委員會ハ臨時休會

六月廿四日

一 午後一時ヨリ樂曲委員會ヲ開ク

一 歌詞議題 春の小川、鶯

七月一日

一 午後一時ヨリ委員會開會

一 樂曲議題

皇后陛下（五曲）、ひよどり、ゑ（二曲）、友達（二曲）、冬の夜

七月八日

一 午後一時ヨリ委員會開會

一 樂曲議題

鎌倉、兒島高徳、靖國神社、夏の瀧（清水眞清水改題）

五月廿六日

友だち、豊臣秀吉

七月十五日

- 一 午前九時ヨリ歌詞委員會ヲ午後一時ヨリ樂曲委員會開會
議題 歌詞 齋藤實盛、四季の雨

樂曲 豊臣秀吉

七月廿一日

- 一 午前八時ヨリ歌詞委員會ヲ午後一時ヨリ樂曲委員會開會

議題 歌詞 運動會、四季の雨、齊藤實盛、卒業生を送る歌、旅行

樂曲 川中島、おもひやり

七月廿九日

- 一 午後一時ヨリ樂曲委員會開會

議題 川中島（二曲）、港

- 一 歌詞委員會ハ臨時休會

八月五日

- 一 午前九時ヨリ歌詞委員會開會

議題 冬景色

- 一 樂曲委員會ハ臨時休會

一 高野、富尾木ノ兩委員缺席

八月十二日

- 一 午前八時ヨリ委員會開會

議題 歌詞 冬景色

樂曲 港

- 一 乙骨、高野、楠美、上、吉丸ノ五委員缺席

昭和五年九月

- 唱歌編纂に關する書類
東京音樂學校唱歌編纂掛
六 白鳥省吾氏より片山穎太郎氏宛「抒情詩 堀野の旅」「民謡 上野小唄」原稿（封書。原稿用紙入り。消印昭和五年十月二十四日）
七 三木露風氏より片山穎太郎氏宛「我等の精神」原稿（封書。原稿用紙および勝写版印刷に朱の入ったものが同封されている。消印昭和五年十月二十五日）

昭和五年一月起

- 唱歌編纂掛記錄
昭和五年一月十五日第一回會議ヲ校長室二開キ、島崎、乙骨、高野、片山、成田、橋本ノ六委員出席。校長より青年男女ノ歌フニ適スル歌曲集編纂ノ趣旨ヲ述べ、次デ歌詞及歌曲編纂ノ標準ニ就テ討議シ、樂譜ハ大體日本人ノ趣味ニ合スルモノヲ新作スルコト但シ外國曲ノ適當ナルモノアレバコレヲ採用スルモノ可ナルコト。

歌詞ハ古歌古謡、現代詩人ノ既作ノ詩ノ外ニ必要アル場合ハ新ニ詩人ニ依頼シテ創作セシムルコトヲ相談セリ。

昭和五年一月二十八日 火 曼

教頭室ニ於テ午前十一時三十分ヨリ后一時迄

出席者、島崎、乙骨、高野、岡野、信時、船橋、片山、牟田、橋

八月十九日

- 一 午前八時ヨリ委員會開會
議題 歌詞 旅行

樂曲 おもひやり

一 武笠、高野、小山、楠美、吉丸、南ノ各委員缺席

〔手書き〕

(II) 參考資料二

一 昭和五年九月 唱歌編纂に關する書類 東京音樂學校唱歌編纂掛
と表書きされた一束の資料を掲載する。表書きのある厚紙（縦二九九mm、横四一二四）を二つ折にした形状で、三つの綴りと勝写版の印刷物（一枚で完結するもの）と手紙類が挟み込まれている。
ここでは以下の三つの綴りを掲載する。

「昭和五年一月起 唱歌編纂掛記錄」

「昭和五年四月 唱歌編纂掛 作曲部記事」

「唱歌編纂に關する控 昭和五年八月」

印刷物は三番目の綴りの貼付資料①とほとんど同一内容であるため割愛する。

なお手紙類は七通あるが詳細は略す。

日付順

一 白鳥省吾氏から乘杉校長宛、創作を承諾するハガキ（昭和五年八月十五日 消印同日）

二 濱田廣介氏から乗杉校長宛承諾する旨のハガキ（昭和五年八月十五日 消印同日）

三 西條氏留守宅より乗杉校長宛。西條氏の内諾を伝える手紙（八月十七日 封筒なし手紙のみ）

四 三木露風氏より唱歌編纂掛宛、歌詞作製承諾を伝える手紙（九月十一日 封筒なし手紙のみ）

五 北原白秋氏代理人より唱歌編纂係宛、作歌の承知ならびに自宅で

本、馨諸氏 梁田氏所要ノ爲缺

中等學校國語教科書中ヨリ、詩及和歌ヲ拔出シソレニツキテ採否ヲ決定スベキ方針ニ就キ高野教授ノ注意アリテ結句、國語讀本中ヨリノ抜萃ハ参考トシ最後ハ原詩集其物ニ就テ調査スル事トス
代表的詩人の詩集ヲ各員ニ於テ讀ミ合セ價値アルト認メラレタルモノニハ各員ノ頭文字ヲ頭ニ付シテオクコト。
モノヲ順々ニ各員ニ廻シテ採否ヲ決定スルコト。

等ニツキテ協議ヲナス。古歌古謡は高野教授ニ委任。次回ハ來週ノ火曜日同時刻同場所ト決定。新作ノ歌詞ヲ誰ニ依頼スルカハ次回ノ問題トス。尋常小學校卒業以上ノ高等學年男女及中等教科用ニモ使用出來ル歌曲ヲ作ルコトヲ目的トス。
豫算ハ定メザレドモ、ソノ事案ニヨルモノトス、
右ハ校長自身ヨリ各委員ノ前ニテ宣セラレタリ。

昭和五年二月四日 火 晴 第三回委員會

教頭室ニ於テ十一時半ヨリ十二時半マデ

出席者 島崎、乙骨、高野、岡野、信時、船橋、片山、梁田、成

田、橋本、馨

現行國語讀本中の韻文拔萃三冊ヲ委員ニ参考トシテ配布ス、前回ノ決議事項中「中學教科用ニモ使用出來ル歌曲」ト云フ文句ノ解釋ニ就テ成田氏ヨリ質問出デ協議ノ結果、何レノ家庭ニ於テモ歓シテ使用出來ル性質ノモノ、然モソレガ學校ニ於テモ妥當性ヲ有スルモノ、換言セバ、社會教育ト學校教育トニ同時ニ適應スルモノ、更ニ言ヘバ、從來ノ學校唱歌ニヨリ多クノ社會性ヲ帶ビルモノ、尙樂曲

ニ於テハ從來ノ日本のナルモノ（日本ノ民情ニ適ヘル歌曲、邦樂ノ

曲）ヲ出來ルダケ採り入レルコト。（高野氏主張）

右ノ點ヲ考慮シテ作曲ニアタルコトニシタシ。

歌詞選定ノ方法ハ作曲ニアタル委員達ニ於テ、各々ソノ詩人ノ原

著ニ就キテ、コレナラバ作曲可能ナリト認ムルモノヲ選定スルコ

ト。

（選定サレシ歌詞中ニ「プラツクリスト詩人ノ作アリシ場合」二ハ高野
氏ヨリソノ度ニ、注意ヲ與ヘルコト）

作曲者ノ氏名ハ樂譜ニ記載スルコト。

萬葉集ヨリ拔萃スルモノハ、赤人ノ不盡山ノ歌（長歌及反歌）及

山上憶良ノ子等ヲ忍ブ歌ノ二ツヲ高野氏選定ス（保科第九巻）。

次回ハ來々週（二月十八日）ト決定ノ上散會。

二月十八日 火 第四回

拔萃ヨリ左ノ通り選抜、更ニ審議ヲ重ヌル筈

一卷（掛員一名ヲ一點ニ數フ）

No.1 不盡山を望みて 7點 山部赤人

子等ヲ忍ブ

No.2 大海原 4點 坪内逍遙

四季 5點 清水濱臣

P.23 P.18 P.1 P.9 P.3 P.23 P.22

No.3 春のあした 6點 尾上柴舟

No.4 心のまゝになるならば 4點 武島羽衣

No.5 月と母 5點 西條八十

P.23 P.18 P.1 P.9 P.3 P.23 P.22

No.6 No.7 No.8 No.9

No.10 No.11 No.12 No.13 No.14 No.15 No.16 No.17 No.18 No.19 No.20 No.21 No.22 No.23 No.24 No.25

No.26 No.27 No.28 No.29 No.30 No.31 No.32 No.33 No.34 No.35 No.36 No.37 No.38 No.39 No.40 No.41

No.42 No.43 No.44 No.45 No.46 No.47 No.48 No.49 No.50 No.51 No.52 No.53 No.54 No.55 No.56 No.57

No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63 No.64 No.65 No.66 No.67 No.68 No.69 No.70 No.71 No.72 No.73

No.74 No.75 No.76 No.77 No.78 No.79 No.80 No.81 No.82 No.83 No.84 No.85 No.86 No.87 No.88 No.89

No.90 No.91 No.92 No.93 No.94 No.95 No.96 No.97 No.98 No.99 No.100 No.101 No.102 No.103 No.104 No.105

No.106 No.107 No.108 No.109 No.110 No.111 No.112 No.113 No.114 No.115 No.116 No.117 No.118 No.119 No.120 No.121

No.122 No.123 No.124 No.125 No.126 No.127 No.128 No.129 No.130 No.131 No.132 No.133 No.134 No.135 No.136 No.137

No.138 No.139 No.140 No.141 No.142 No.143 No.144 No.145 No.146 No.147 No.148 No.149 No.150 No.151 No.152 No.153

No.154 No.155 No.156 No.157 No.158 No.159 No.160 No.161 No.162 No.163 No.164 No.165 No.166 No.167 No.168 No.169

No.170 No.171 No.172 No.173 No.174 No.175 No.176 No.177 No.178 No.179 No.180 No.181 No.182 No.183 No.184 No.185

No.186 No.187 No.188 No.189 No.190 No.191 No.192 No.193 No.194 No.195 No.196 No.197 No.198 No.199 No.200 No.201

No.202 No.203 No.204 No.205 No.206 No.207 No.208 No.209 No.210 No.211 No.212 No.213 No.214 No.215 No.216 No.217

No.218 No.219 No.220 No.221 No.222 No.223 No.224 No.225 No.226 No.227 No.228 No.229 No.230 No.231 No.232 No.233

No.234 No.235 No.236 No.237 No.238 No.239 No.240 No.241 No.242 No.243 No.244 No.245 No.246 No.247 No.248 No.249

No.250 No.251 No.252 No.253 No.254 No.255 No.256 No.257 No.258 No.259 No.260 No.261 No.262 No.263 No.264 No.265

No.266 No.267 No.268 No.269 No.270 No.271 No.272 No.273 No.274 No.275 No.276 No.277 No.278 No.279 No.280 No.281

No.282 No.283 No.284 No.285 No.286 No.287 No.288 No.289 No.290 No.291 No.292 No.293 No.294 No.295 No.296 No.297

No.298 No.299 No.300 No.301 No.302 No.303 No.304 No.305 No.306 No.307 No.308 No.309 No.310 No.311 No.312 No.313

No.314 No.315 No.316 No.317 No.318 No.319 No.320 No.321 No.322 No.323 No.324 No.325 No.326 No.327 No.328 No.329

No.330 No.331 No.332 No.333 No.334 No.335 No.336 No.337 No.338 No.339 No.340 No.341 No.342 No.343 No.344 No.345

No.346 No.347 No.348 No.349 No.350 No.351 No.352 No.353 No.354 No.355 No.356 No.357 No.358 No.359 No.360 No.361

No.362 No.363 No.364 No.365 No.366 No.367 No.368 No.369 No.370 No.371 No.372 No.373 No.374 No.375 No.376 No.377

No.378 No.379 No.380 No.381 No.382 No.383 No.384 No.385 No.386 No.387 No.388 No.389 No.390 No.391 No.392 No.393

No.394 No.395 No.396 No.397 No.398 No.399 No.400 No.401 No.402 No.403 No.404 No.405 No.406 No.407 No.408 No.409

No.410 No.411 No.412 No.413 No.414 No.415 No.416 No.417 No.418 No.419 No.420 No.421 No.422 No.423 No.424 No.425

No.426 No.427 No.428 No.429 No.430 No.431 No.432 No.433 No.434 No.435 No.436 No.437 No.438 No.439 No.440 No.441

No.442 No.443 No.444 No.445 No.446 No.447 No.448 No.449 No.450 No.451 No.452 No.453 No.454 No.455 No.456 No.457

No.458 No.459 No.460 No.461 No.462 No.463 No.464 No.465 No.466 No.467 No.468 No.469 No.470 No.471 No.472 No.473

No.474 No.475 No.476 No.477 No.478 No.479 No.480 No.481 No.482 No.483 No.484 No.485 No.486 No.487 No.488 No.489

No.490 No.491 No.492 No.493 No.494 No.495 No.496 No.497 No.498 No.499 No.500 No.501 No.502 No.503 No.504 No.505

No.506 No.507 No.508 No.509 No.510 No.511 No.512 No.513 No.514 No.515 No.516 No.517 No.518 No.519 No.520 No.521

今様 舊き都 7 後徳大寺實定 P.24

スデニ雅樂調ニテアリ

花 7 賴 山陽 P.25 一條氏ノ作曲アリ。

右選定ノ後、高點ノモノヨリ遂次審議ス

七點ノモノ

No.1 ○不盡山 可決 高野、船橋、片山、乙骨、信時、岡野、梁田、牟田

No.2 ○舊き都 可決 高野、船橋、乙骨、岡野、橋本、梁田、牟田

七氏（船橋氏作曲）

○花 可決 高野、乙骨、船橋、成田、岡野、梁田、橋本

七氏（成田氏作曲）

右三ツ可ト決定。

次二

No.1 ○子等ヲ忍ブ歌 6點 可 P.23 高野氏、船橋、片山、信時、

No.2 ○春のあした P.1 6點 可 成田、船橋、高野、乙骨、岡野、

梁田 六氏（梁田氏作曲）

梁田 六氏（岡野氏作曲）

No.3 ○月と母 P.23 5點 可 乙骨、片山、成田、岡野、高野 五

No.4 ○大海原 4點 再考

No.5 ○ねむれる母 西條八十

No.6 ○里の夕暮 柳澤健 3

No.7 ○勤労歌ノ朝 島崎藤村 5

No.8 ○春は來ぬ 島崎藤村 6點

No.9 ○ねむれる母 西條八十

No.10 ○ねむれる母 西條八十

No.11 ○旅人の歌→No.1 春のあした 尾上柴舟 梨權

(二十七日に申出)

作曲者梁田氏

作曲者船橋氏

作曲者信時氏

片山氏

作曲者成田氏

岡野氏

橋本氏

鷗崎、乙骨、高野、岡野、信時、片山、船橋、梁田、近藤、

橋本、牟田缺

五月六日 第六回

野に出でゝ 落葉 6點 賛成者名は原簿に記入しあり。

朝 焚き火 2點

拂曉 1點梁田

落葉 5點

老人と帆 6點

小鳥 5點

石工 4點

土堀れ 2點

次回は二十五日（火）No.4より遂次審議の事として散會。

二月二十五日 火 晴 第五回

島崎教頭出張の爲缺 其他出席

作曲擔當ニツキ左ノ通り議決

No.1 不盡山を望む 山部赤人

No.2 子等を忍ぶ歌 山上憶良

No.3 月と母 西條八十

No.4 川 千家元麿

No.5 星と花 土井晩翠

No.6 ヨリ春の草 三木露風

點數

其他自分で作曲したきものあらば、歌詞の悪きものに非ざる限り個人に之を許す事。

次に、今日の拔萃

其他自分で作曲したきものあらば、歌詞の悪きものに非ざる限り個人に之を許す事。

次に、今日の拔萃

No.1 「川」千家元麿作は、高野、信時、梁田、片山、橋舟の五氏贊成して橋本氏作曲と決定。

作曲につきてなるべく單音を用ひ場合によつて重音を用ふるも可也。

其他自分で作曲したきものあらば、歌詞の悪きものに非ざる限り個人に之を許す事。

次に、今日の拔萃

其他自分で作曲したきものあらば、歌詞の悪きものに非ざる限り個人に之を許す事。

No.10 故郷の翁 5

今様（ことに池の汀可也といふ）4點

歌詞の何れを探るやは作曲者に一任。

No.11 旅人の唄 3點 前の六節を探る。梁田氏作曲してもよしとの事。

No.12 より No.16より No.16まで全部決定の上は一まとめにして表に作ること。

五日午後一時十分閉會

第七回會議 牟田氏缺 五月十三日 火

No.7 P.2 くぬぎ落葉 6 片山氏

No.8 焚き火 2 朝 拂曉

野に出でゝ 落葉 5 朝

燕の歌 6 橋本氏

小鳥 5 舟橋氏

老人と帆 1 岡野氏

No.9 石工 2 土堀れ

月夜 4 故郷の翁

No.10 今様 5 信時氏

No.11 今様 (四ツ皆) ラ採用 船橋氏引受入

「雜草」(晶子作) 信時

「土堀れ」ラ採用 信時氏

「石工」ラ採用 船橋

P.1 「桑の薄陽」 成田

No.5 「春の草」 片山

No.14 晩秋 (八波) 片山

たんばゝ (西條八十) 橋本

近藤氏二港ノ歌

高野氏モ一二作ルコト

No.12 No.11 旅人の唄 4 梁田氏

碧眼の人形

冬が來た

春夏秋冬

夜の世界

朝は晴れたり

時計

草鞋よ

No.14 初めたんばゝ

次のたんばゝ

夏

桑の薄陽

晚秋

桑の薄陽

初秋の朝飯

冬夜微吟

洋上の夕照

きたかぜ荒れて

No.15 No.16

村の朝

No.5 眠れる母

第八回 七月八日 火曜

(出席) 島崎、岡野、乙骨、信時、橋本、成田、片山、船橋

梁田氏授業ノ爲缺、牟田氏缺

No.17 P.2 くぬぎ落葉 6 片山氏

No.18 焚き火 2 朝 拂曉

野に出でゝ 落葉 5 朝

燕の歌 6 橋本氏

小鳥 5 舟橋氏

老人と帆 1 岡野氏

No.19 石工 2 土堀れ

月夜 4 故郷の翁

No.20 今様 5 信時氏

No.21 今様 (四ツ皆) ラ採用 船橋氏引受入

「雜草」(晶子作) 信時

「土堀れ」ラ採用 信時氏

「石工」ラ採用 船橋

P.1 「桑の薄陽」 成田

No.5 「春の草」 片山

No.14 晩秋 (八波) 片山

たんばゝ (西條八十) 橋本

近藤氏二港ノ歌

高野氏モ一二作ルコト

(手書き)

唱歌編纂掛 作曲部 内規

一、今回ノ編纂事業ニ於テハ作曲原作者ノ意圖ヲ尊重スル方針ニ基キ事業ノ根本主旨（作歌作曲聯合委員會ニ於テ決定セシモノ）ニ合致順應スルコトヲ諒承ノ上、作曲者ノ自由ナル藝術的教育的表現ヲ遺憾ナク實現セシムルモノトス。從而作曲上ノ責任ニ關シテハ作曲者ニ於テソノ多クヲ分擔スルモノトシ、每篇必ス作曲者ノ記名ヲ件フモノトス。

一、作曲部委員會ハ定期ニ當分ノ中、毎週一回金曜日午後〇時半ヨリ同一時マデ唱歌編纂室ニ於テ開催ス。

一、委員會ニ於テハ提出作曲案稿ニツキ委員各自ノ意見ヲ陳ヘ公當ナラザル個所ニツキ審議ヲナシ、原作者ニ推敲ヲ求メ、作曲案稿ノ裁否ヲ決定スルモノトス。裁否ニ關シテハ主事及ビ主任ノ考慮ヲ尊

本日正午臨時ニ作曲部委員會ヲ四番教室ニ行フ

出席者 信時、岡野、成田、橋本、片山

會議事項、來週ヨリ毎週金曜日午後〇時半ヨリ一時マテ定期委員會ヲ開催スルコト。

不盡山を望みて（萬葉） 信時潔作曲

重セラルヘキモノトス。

一、委員ニシテ委員會ニ出席シ難キ事情ノ場合ニハ主任又ハ常當番

(片山)ヨリ口頭又ハ文書ヲ以テ必要事項、會議進行ノ状況ノ通達ヲナス。委員會ニ出席シ難キ場合ニシテ委員會ニ提議又ハ會議事項ニ關スル意見ノ通達ハ主任又ハ常當番ニ於テコレヲ拜承シコレヲ委員會ニ傳達スルモノトス。

一、作曲案稿ハ謄寫印刷ラナシテ委員ノ閱覽ニ供ス。

一、作曲案稿ノ他見ハコレヲハバカラレタシ。

一、作曲案裁定ノ上ハ更ニ出版ノ目的ニ合スル如クニ記譜上ノ體裁ヲ整ヘタル正稿ヲツクルコト。

一、作曲案稿ハ謄寫印刷ラナシテ委員ノ閱覽ニ供ス。

一、作曲案稿ノ他見ハコレヲハバカラレタシ。

一、作曲案裁定ノ上ハ更ニ出版ノ目的ニ合スル如クニ記譜上ノ體裁ヲ整ヘタル正稿ヲツクルコト。

以上。

五月十三日 火
本日作歌作曲聯合會ニ於テ決定シタル歌詞ノ作曲者へノ配當左ノ如シ

「ねむれる母」 成田氏	No.5	十六頁	西條八十詩
「朝」 岡野氏	No.7	四頁	三木露風詩
「落葉」 橋本氏	No.8	八頁	上田敏詩
「野に出で」 船橋氏	No.10	一頁	百田宗治詩
「故郷ノ翁」 信時氏	No.11	二頁	國木田獨歩詩
「旅人ノうた」 梁田氏	No.12	二頁	北原白秋詩
「くぬぎ落葉」 片山氏	No.13	二頁	島木赤彦詩

「子等を忍ぶ歌」「花」「不二山の望みて」につき審議す。

本事業當初の目的は高等小學卒業を程度とせる學校又は一般青小年歌唱用のものを作出するものなりしが第一回に撰出されし歌詞の種類の爲めこの制限に拘泥することは却りて歌詞の眞意義を發揮する所以に非ざることを感じ且つ第一次の作曲案を見るにこの點に拘らずや、高級向きに作出されたるが如し、されど一面この點につき作者は多く歌詞に藝術的表現を與へることに努めしこと認められ、そのやゝ高級なりとの意味をもつて非難し難いと感ぜらる。元より高級を衒ふは敢て取らずとするも徒らに低淺を粧ふことも却りて難なしとせず、この中庸に觸背せざることを本旨として作曲上の態度とし、一面作歌部側に對しこの主旨の諒解を求むることとす。

五月十四日 水
「不盡山を望みて」ノ謄寫印刷出來、小林書記呈出サル。

五月十六日 金

五月二十九日 (木)

船橋氏作「今様」本日謄寫出來

岡野氏ハ校用ノ爲メ不參

午後〇時半ヨリ委員會開催

出席者 信時、岡野、船橋、成田、片山

「子等を忍ぶ歌」及ビ「花」につき作曲上及び配字にわたり審議し疑問の個所につき原作者に考慮を乞ふことす。

五月二十一日 水

「今様」船橋作曲 本日出來 直ちに小林氏に謄寫を委託す。

午後〇時半ヨリ委員會開催

出席者 信時、成田、船橋、橋本、片山

出席者 信時、成田、船橋、橋本、片山

岡野氏ハ校用ノ爲メ不參

「子等を忍ぶ歌」「花」「不二山の望みて」につき審議す。

本事業當初の目的は高等小學卒業を程度とせる學校又は一般青小年歌唱用のものを作出するものなりしが第一回に撰出されし歌詞の種類の爲めこの制限に拘泥することは却りて歌詞の眞意義を發揮する所以に非ざることを感じ且つ第一次の作曲案を見るにこの點に拘らずや、高級向きに作出されたるが如し、されど一面この點につき作者は多く歌詞に藝術的表現を與へることに努めしこと認められ、そのやゝ高級なりとの意味をもつて非難し難いと感ぜらる。元より高級を衒ふは敢て取らずとするも徒らに低淺を粧ふことも却りて難なしとせず、この中庸に觸背せざることを本旨として作曲上の態度とし、一面作歌部側に對しこの主旨の諒解を求むることとす。

五月二十六日 (月)

船橋氏作「今様」本日謄寫出來

岡野氏ハ校用ノ爲メ不參

午後〇時半ヨリ委員會開催

出席者 信時、岡野、船橋、成田、片山

「子等を忍ぶ歌」及ビ「花」につき作曲上及び配字にわたり審議し疑問の個所につき原作者に考慮を乞ふことす。

五月二十七日 (金)

本日出席者 岡野、信時、船橋、橋本、片山

「旅のうた」及び「故郷の翁」につき審議

「故郷の翁」は第一審議終了「旅のうた」につきては原作者缺席の爲め修正案につき信時氏より原作者に諒解を求むる旨「月と母」修正案出來、審議の上原作者に諒解を求むる旨。

七月三日 金 委員會

出席者 信時、岡野、橋本、片山

「月と母」及び「旅のうた」につき修正の上 第一審議すみとす

橋本氏 落葉の稿持參。尙一度校合の上提出する由

今學期の作曲部委員會は本日を以て納會とす。來週火曜日作曲部

と合同協議會を開く予定。

七月八日 (火)

午前十一時ヨリ作歌部作曲部合同協議會ヲ開ク

出席者 島崎、乙骨、高野、信時、岡野、船橋、近藤、馨、橋

本、成田、片山、

作曲部ノ事務經過ヲ報告。

新歌詞ヲ撰出 配當ス 左ノ如シ

母と蘆 西條八十

四季 四、

No.9 No.10 No.1 No.3 No.14 成田

雜草 與謝野晶子

No.5 No.11 No.9 梁田

土掘れ 島木赤彦

No.1 信時

六月廿日 (金)

「旅の歌」及び「故郷の翁」謄寫受取ル

六月廿七日 (火)

橋本氏作「川」につき審議 速度等決定ノ上第一審議ズミトス

片山作「くぬぎ落葉」第一審議ズミ

本日出席者 信時、岡野、船橋、橋本、成田、片山

六月廿九日 (木)

岡野氏作「月と母」(西條八十作詩) 本日出來謄寫を依頼す。片

山作「くぬぎ落葉」(島木赤彦作詩) 本日出來謄寫を依頼す

六月三十日

委員會 出席者 岡野、信時、船橋、成田、片山

六月三日 火

委員會 出席者 岡野、信時、船橋、成田、片山

六月六日

委員會 出席者 信時、岡野、船橋、成田、片山

「くぬ木落葉」「月と母」謄寫出來 委員ニ配布ス、

六月六日

委員會 出席者 信時、岡野、船橋、成田、片山

「くぬ木落葉」及ひ「月と母」につき審議す。橋本氏「川」提出

本日までに第一審議修正済ミノ曲左ノ如し

「不二二を望む歌」「子等を忍ぶ歌」「花」「今様」

母と蘆(第三巻) 成田氏擔當ニ決ス

六月十日 (火)

「川」(橋本氏作曲) 本日謄寫出來

六月十三日 金

梁田氏「旅のうた」提出

信時氏「故郷ノ翁」提出

午後零時半ヨリ委員會

橋本氏作「川」につき審議 速度等決定ノ上第一審議ズミトス

片山作「くぬぎ落葉」第一審議ズミ

本日出席者 信時、岡野、船橋、橋本、成田、片山

六月十七日 (火)

「旅の歌」及び「故郷の翁」謄寫受取ル

六月廿日 (金)

岡野氏作「月と母」(西條八十作詩) 本日出來謄寫を依頼す。片

山作「くぬぎ落葉」第一審議ズミ

本日出席者 信時、岡野、船橋、橋本、成田、片山

六月廿九日 (木)

石工 島木赤彦 1 船橋
桑ノ薄陽 5 成田
春の草 三木露風 1 岡野
晚秋 片山 6 片山

タンポ♪(西條八十) No.14 No.16 No.5 No.14 No.9
1 橋本 6 橋本

八月十日 本日加納氏馨氏及び片山集会ノ上作歌者へ新作歌詞依頼状發送に
つき相談の上左の如き文面決定す

九月十二日 金 委員會開催

出席者 信時、岡野、片山

本日ノ集會ハ臨時ノモノ各委員ニハ召集ヲ發セズ

信時氏「雜草」與謝野晶子作 片山「晚秋」八並氏ノ中□□

本日提出 贈寫ヲ依頼ス。

作歌者謝禮ニツキ岡野氏ヨリ先例ヲ聞ク。

九月十九日

參集者 岡野、信時、船橋、成田、橋本、片山。

「雜草」信時氏ニツキ 審議 新作依頼ノ目的ト既作歌詞使用了

解ヲ求ムルタメニ 北原白秋、西條八十、白鳥省吾、三木露風、濱

田廣介氏ヲ訪問スルコトス 新作二對シ金五十圓ヲ謝儀トシ 菅

作ハ使用許可ヲ無償ニテ求ムルヲ原則トスルコト

九月二十日

片山ハ本日三木露風氏ヲ訪問シ領解ヲ得タリ

九月二十二日

片山ハ本日 濱田廣介ヲ訪問シ領解ヲ得タリ

九月二十五日 錄及ビ片山 本日北原白秋ヲ訪問シ領解ヲ得且ツ有益ナル忠告ヲ
受ケタリ

九月二十六日 例會 參集者 島崎氏、信時氏、船橋氏、馨氏、橋本氏 片山昨
日マデノ訪問經過ヲ陳ベ 北原白秋氏ノ意見ヲ参考トシ今後ノ方針
ニワタリ考究スルトコロアリ

九月二十七日

本日馨氏及ビ片山、白鳥省吾ヲ訪ヒ領解ヲ得タリ

九月二十八日 片山 西條氏ヲ訪ヒ領解ヲ得タリ

九月三十日 火 片山 西條氏ヲ訪ヒ領解ヲ得タリ

九月二十九日 歌詞歌曲聯合會開催 先週來訪問セシ詩人ノ回答意見を陳述。作曲集ヲ一篇約五曲ツヅ
遂次出版スベシトノ案出ズ

出席者 島崎、高野、信時、岡野、船橋、馨、梁田、片山 十月二日 金

例會 出席者 島崎、岡野、信時、船橋、成田、橋本

「晚秋」につき審議 作曲者ニ疑點ニツキ修正ヲ求ム

十月九日 金 例會 出席者 島崎、信時、岡野、船橋、橋本、片山

橋本氏「落葉」提出 「晚秋」「雜草」第一回審議ズミ

船橋氏「石工」提出

十月十六日

例會 出席者 島崎、高野、信時、岡野、船橋、橋本、片山

「晚秋」「雜草」第一回審議ズミ

船橋氏「石工」提出

十月十六日

過般 作詞者 三木露風、白鳥省吾氏訪問に對して作歌者側意見を報
告 更に修正案を具して作詞者を訪問することに決す

昭和五年八月

(花押)

作歌作曲部聯合會開催 出席者 島崎、高野、信時、馨、
船橋、片山、梁田

今日マテ集鬼作曲セシ歌曲を約十篇選出編輯第一輯トシテ發表ス

ルコトニ決定。

十一月十一日

作歌作曲部聯合會開催

出席者 島崎、高野、信時、岡野、船橋、馨、梁田、橋本、片山

「上野小唄」「裾野ノ秋」「我等ノ精神」ニツキ審議

修正意見出デ 假案ヲ具シテ原作者ヲ訪問ニ決ス

十一月七日

例會 出席者 島崎、信時、岡野、船橋、馨、梁田、橋本、片山

今日マテ集鬼作曲セシ歌曲を約十篇選出編輯第一輯トシテ發表ス

ルコトニ決定。

十一月十一日

作歌作曲部聯合會開催 出席者 島崎、高野、信時、馨、
船橋、片山、梁田

過般 作詞者 三木露風、白鳥省吾氏訪問に對して作歌者側意見を報
告 更に修正案を具して作詞者を訪問することに決す

昭和五年四月

唱歌編纂掛 作曲部記事

唱歌編纂に關する

控

昭和五年八月

(花押)

八月七日 小石川大塚辻町一乙骨教授宅にて十五分面談

校長名にて依頼状を作家に出した上、職員の誰かゞ直接訪問、詳

細に説明して新作を依頼する事

八月十一日 片山氏、加納氏と相談、依頼状作製、

東武店より文藝年鑑を求め（代價 一圓六十錢）それによりて、

住居を知る事

八月十一日 今迄の経過を校長に報告。右の依頼状に片山、加納、

乙骨（¹）校長の署名を得てトーシャ版にせり。

〔貼付資料① 右謄写版のための依頼状下書（後掲）がここに貼付されている〕

〔貼付資料② 乙骨三郎から醫務夫宛てた手紙（後掲）が統いて貼付されてい

る〕

八月十四日

現住所

北原白秋 市外、世田ヶ谷若林二三七

西條八十 市外淀橋町柏木四三三

三木露風 市外吉祥寺町牟禮五八二

濱田廣介 市外東調布町下沼部六六三

白鳥省吾 市外高田町雜司ヶ谷龜原六一⁽¹⁾

右五氏へ依頼状發送、八月十四日午前十時

（1）朱字により次のような書き込みがある。「北原白秋」のすぐ上に「諾」、

「西條八十」の上に「承諾」、「三木露風」の上に「諾」、また名前と住所の間

の余白に「九月廿一日片山氏面談、快諾ヲ得」、「濱田廣介」の上に「承諾」、

余白に「廿二日面談、快諾」、「白鳥省吾」の上に「承諾」。

九月九日⁽²⁾

西條八十、白鳥省吾、濱田廣介三氏へいづれ御都合伺ひて職員參

堂御依頼申[す]べき旨ハガキにて通知す。發信人唱歌編纂掛

拜啓 秋冷之候益々御清榮奉賀候。

陳者先般御依頼申上候唱歌編纂に關し新作御依頼申上候處、今回方

針を革め、貴殿の詩集中より當方に於て選擇致し度意向に有之。その際 作曲致すべきものにつきては、何れ改めて御了解願ふ事と相承べきに付サキノ新作御依頼の件は乍勝手一時中止致度に付不惡御了承被下度先は如斯御座候

（2）はじめ「八日」と書かれてあり朱書きの別の筆跡により「九」と直されている。

九月九日⁽³⁾

白秋、露風氏へ三錢切手封入問合せ（諾否）

拜啓 初秋之候 益々御清榮奉賀候

陳者 本校唱歌編纂に關しては去月十四日に別紙之通り作歌御依

頼申上置候得共まだ御意を不得次第に有之候。

就ては、甚だ御手數恐縮には在候得共重ねて貴意を得度如斯御座

候 陳者 本校唱歌編纂に關しては去月十四日に別紙之通り作歌御依

おのものを御願ひ致したし」

おの意味にて御願ひ申上候

乙骨三郎

謹 碩夫様

III 楽語調査摺

樂語調査の事蹟を記した文書類は今日まで見つからない。しかし明治四十四年から四十五年にかけて学友会雑誌「音樂」の中で、同調査摺の成果と思われる文章が十回にわたり連載されてゐる。田村寛貞によく「樂語調査」である。以下、全十回分を掲げておく。

Tempo 1 の定めつて居なる。所で凡て原語で宣ふと日本人があるかも知れぬ。然し日本語を全然獨逸語にでも改良するのなら哲人も不賛成は無いが、縱文文字の中に横文字がハイル様な此頃の文章や、止假名でアルレクロ、ヴィヴァーチュ、ヒ、コノ、アリーオ、など書くのはあまり理想的で無いと思ふ。勿論解かる人は原語を使ふのも勝手だけれども、固有名詞に非れる以上、日本語の方が矢張り便利である。何も矢を射る印では無いが、ボーグンと打つたり、ボウルと打つたり、アルコルと打つたり、自分の細つた外國語で町々勝手に喋べるより、「叩」 と打つた方が便利である。未だ外にも色々必要な理由もあらうが今はそれだけに止めて置いて。

次には此術語編纂に伴ふ大困難を述べる。

1 西洋でも文字で數量上の意味を表はす者、例く Largo, Larghetto, Lento, Grave, Adagio 等の各々に一々譯語を色々作つておき、此原語に於ける慣習的・歴史的・民族的・政治的等の意味と氣持とを傳へる事は容易で無く。

2 Allegro や「快速」 や「Moderato」 Moderato を「中庸」と譯したは宜いが、Allegro moderato も 1 所に出で來た時にば、「中庸快速」 となふかはいか、斯うした體裁で一元論的に他のあいゆも確定して居る。Schildwachenkette もくば歩哨線である。臨學も定まつて居る。Lungentuberkulose もくば肺結核である。之等は實際生活に直接必要でないかと思ふ人もあるかも知れない。

が實際生活に必要なものは學問でも捉まつて居る。Trapez もくば幾何学上の不等四邊形だし、Perturbation もくば運動學上の攝動だおや。然るに音樂ではカルカンの Register 1 つ捉まつて居な。

音楽術語(一)

田 村 寛 貞

音楽術語の編纂は、我東京音樂學校の音樂術語調査會で行つて居る。其原案は吾人が常に書かれて居る。

先づ術語編纂の必要か述べる。法律の術語は既にチャンと定まって居る。Fideikommiss もくば世襲財産である。軍隊の術語も確定して居る。Schildwachenkette もくば歩哨線である。臨學も定まつて居る。Lungentuberkulose もくば肺結核である。之等は實際生活に直接必要でないかと思ふ人もあるかも知れない。が實際生活に必要なものは學問でも捉まつて居る。Trapez もくば幾何学上の不等四邊形だし、Perturbation もくば運動學上の攝動だおや。然るに音樂ではカルカンの Register 1 つ捉まつて居な。